

# ＜参考資料＞

## 北九州市循環型社会形成推進基本計画

### 資料編

※本計画策定以降の数値で、現段階で集計済みのものを掲載しています。  
※令和元年度の数値は速報値です。



# 目 次

## ＜北九州市関連＞

- 1 これまでのごみ減量・リサイクルの主な取組み(P1)
- 2 ごみ処理・生活排水処理の現状(P2～14)
- 3 産業廃棄物の発生量及び処理状況(P15～22)

## ＜環境省関連＞

- 4 廃棄物行政関連資料
  - 第四次循環型社会形成推進基本計画(H30. 6 策定)
  - プラスチック資源循環戦略(R1. 5 策定)
  - 食品ロスの削減の推進に関する法律(R1.10 施行)



## 1 これまでのごみ減量・リサイクルの主な取り組み



# 1 これまでのごみ減量・リサイクルの主な取組み

年度	取組み項目
H5	かん・びん分別収集開始
	オフィス町内会による古紙回収を開始
H6	粗大ごみ有料化(事前申込・戸別回収)を開始
	古紙集団資源回収奨励金制度を開始(※新聞6円/kg その他3円/kg)
H9	古紙回収用保管庫無償貸与制度を開始
	ペットボトル分別収集を開始
H10	家庭ごみ有料指定袋制度を開始
H12	電気式生ごみ処理機購入助成制度を開始
	紙パック・白トレイ拠点回収を開始
	北九州市一般廃棄物処理基本計画(H13～22)を策定
H14	パソコン(粗大ごみ)のリサイクルを開始
	地域特性型(メニュー選択方式)市民環境活動推進事業を開始 ※剪定枝・廃食用油リサイクル事業、地域生ごみコンポスト化事業
	蛍光管・色トレイ拠点回収を開始
H16	古紙集団資源回収奨励金制度を見直し ※軒先5円/kg それ以外7円/kg
	まちづくり協議会地域調整奨励金創設 2円/kg
	事業系ごみ対策 ○搬入手数料改定(7千円/トン⇒1万円/トン) ○事業所からの市収集を原則廃止 ○リサイクル可能な古紙・木材の焼却工場搬入禁止
	家庭ごみ収集制度見直し ○料金改定(大45リットル:15円/袋⇒50円/袋) ○資源化物有料指定袋を導入 ○プラスチック製容器包装の分別収集を開始 ○小物金属の拠点回収開始等
H18	全市共通ノーレジ袋ポイント事業(カンパスシール)開始 (※H26年度で終了)
H19	焼却灰のリサイクルが可能な溶融炉方式を採用した新門司工場稼動
H20	廃食用油リサイクルを開始(民間事業者による拠点回収)
H21	インクカートリッジリサイクルを開始(民間事業者による拠点回収)
H23	北九州市循環型社会形成推進基本計画(H23～32)を策定
H25	小型家電リサイクルを開始
	「市民いっせい雑がみ回収グランプリ」を開催
H26	古着の分別・リサイクル事業を開始
H27	食品ロス削減対策「残しま宣言」運動の開始
H28	北九州市循環型社会形成推進基本計画の改定
	環境省モデル事業による水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の回収事業の実施
H29	事業系ごみ対策の強化開始
	水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の拠点回収の開始
	環境省実証事業によるプラスチック一括回収・リサイクル事業の実施
H30	「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、協定締結事業者の各店舗において、レジ袋の無料配布を中止
R1	北九州市プラスチックスマート推進事業の開始





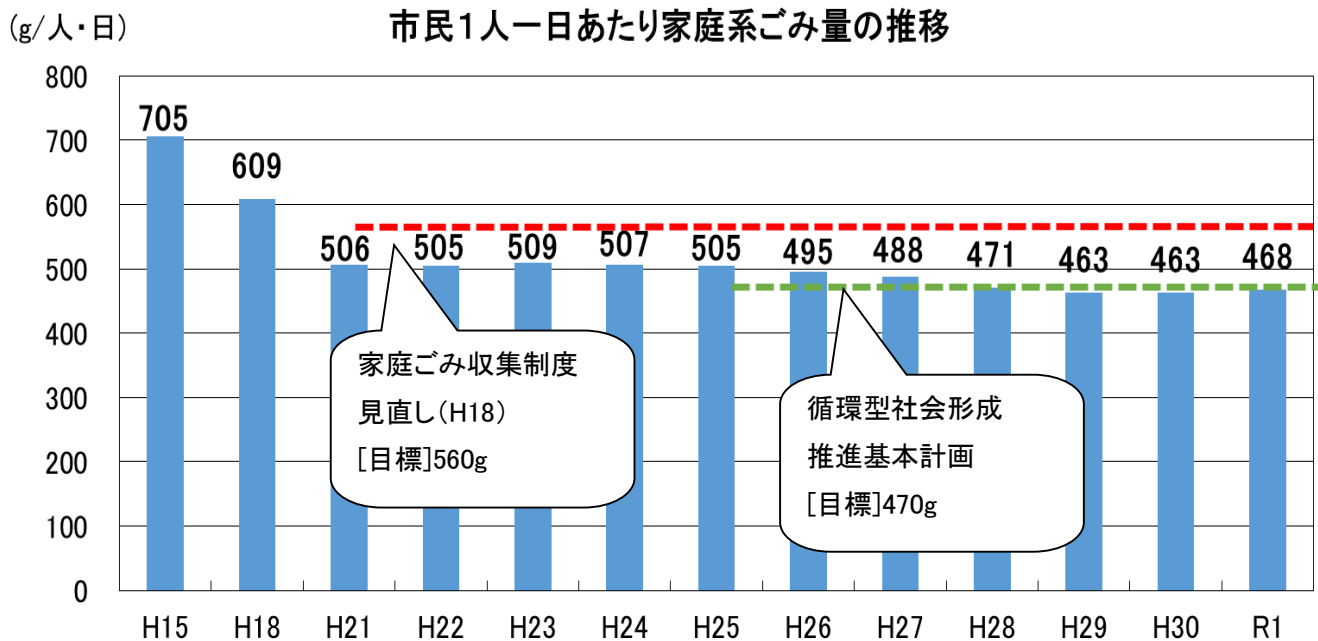
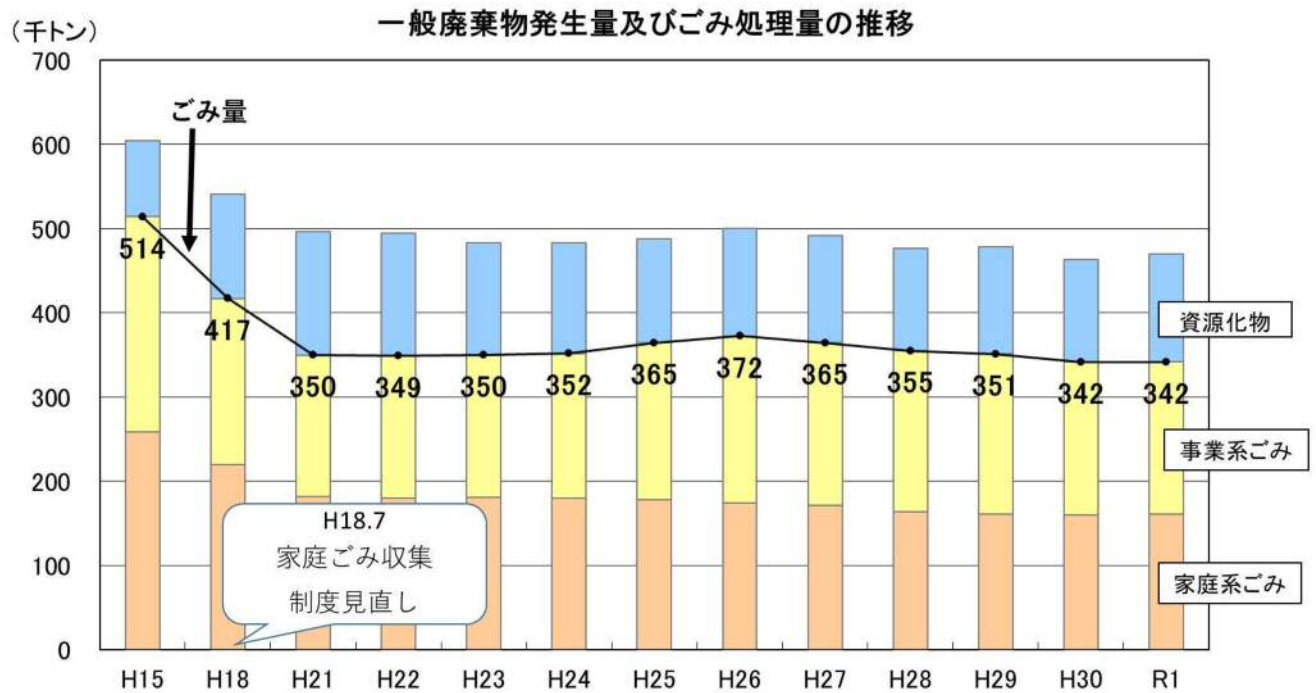
## 2 ごみ処理・生活排水処理の現状



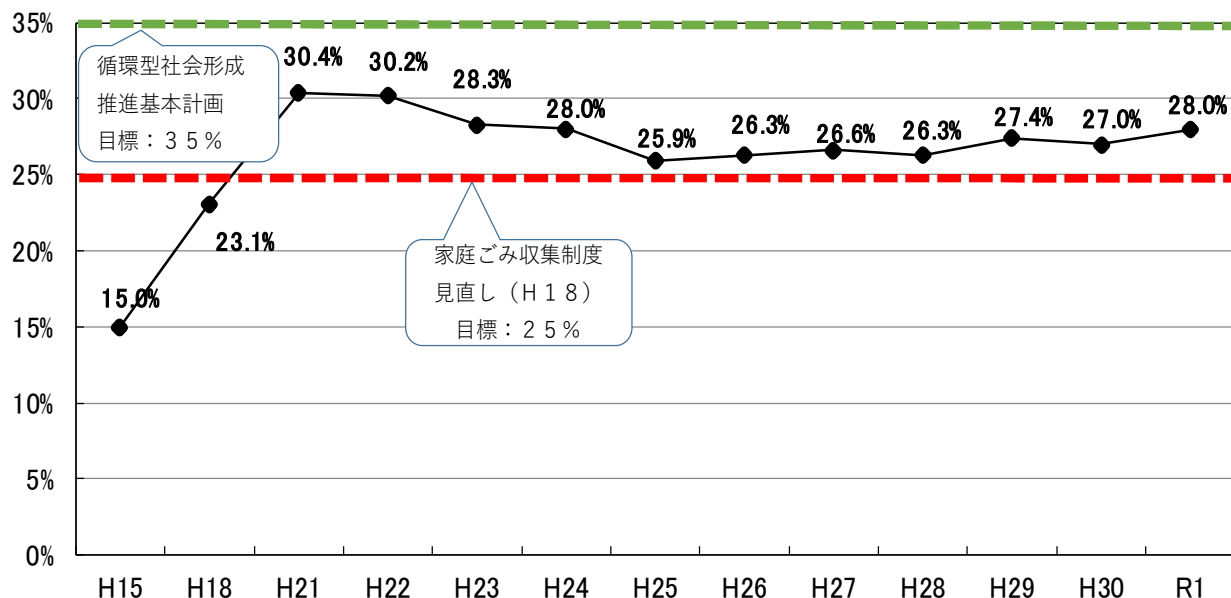
## 2 ごみ処理・生活排水処理の現状

### (1) 一般廃棄物処理の現状

#### ア. ごみ処理量



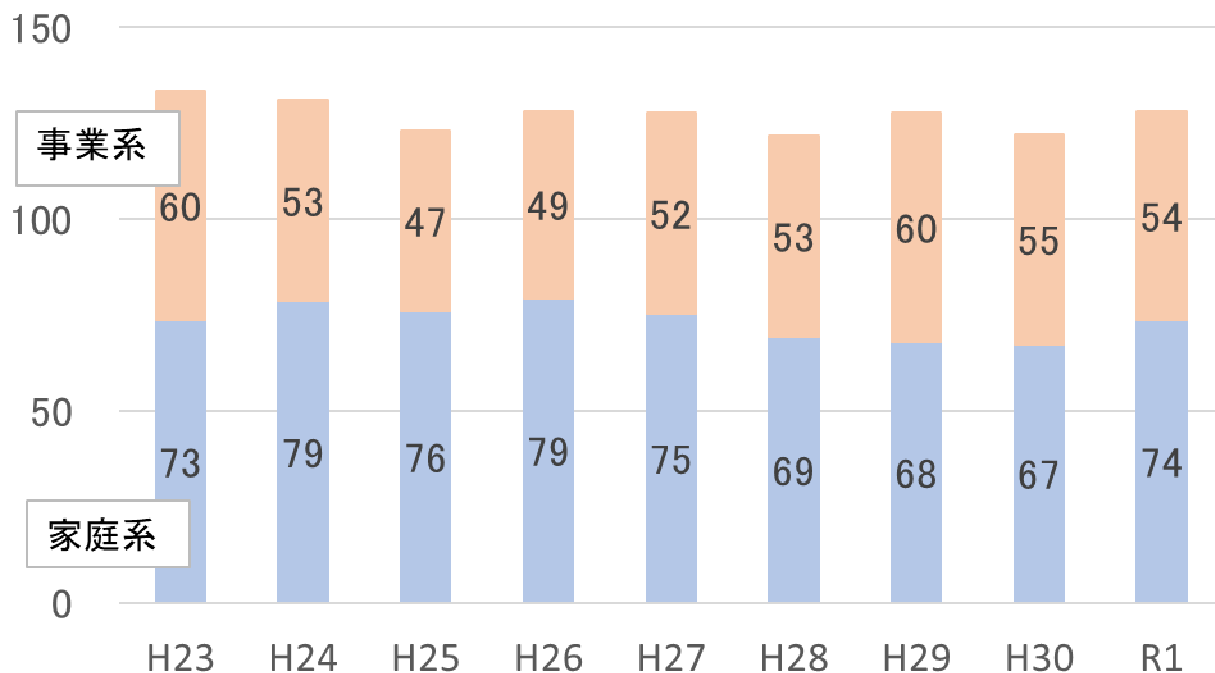
### 一般時廃棄物のリサイクル率の推移



※リサイクル率 = (家庭系・事業系)資源化物総量 / 一般廃棄物発生量

### 一般廃棄物資源化量

(千トン)



## イ. 家庭ごみの組成

### 家庭ごみの発生量と組成率の推移(推計)

(千トン)



※棒グラフ中の数値は、家庭ごみ内の組成率

## ウ. CO<sub>2</sub>排出量

### 市所有の施設・車両及び市委託収集車両からの CO<sub>2</sub> 排出量

(単位:トン-CO<sub>2</sub>)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収集運搬	燃料消費	1,888	1,921	1,958	1,900	1,979	2,026	1,993	1,976
中間処理 (焼却)	補助燃料・ 電力消費	26,621	30,801	27,921	28,944	29,829	28,421	26,813	23,764
	プラスチック 類の焼却	140,827	150,373	144,082	153,144	124,338	124,152	122,166	124,620
最終処分	燃料・ 電力消費	306	413	271	217	264	242	247	193
小計		169,642	183,508	174,232	184,205	156,410	154,841	151,219	150,554
電力・熱の外部供給		▲ 43,523	▲ 76,522	▲ 70,311	▲ 79,268	▲ 76,978	▲ 78,573	▲ 74,062	▲ 68,075
CO <sub>2</sub> 排出量 (対21年度比)		126,119 3.8%	106,986 -12.0%	103,921 -14.5%	104,937 -13.7%	79,432 -34.6%	76,268 -37.3%	77,157 -36.5%	82,479 -32.1%

※電力会社が1kWh発電する際のCO<sub>2</sub>量(CO<sub>2</sub>排出係数)は、常に変動している。

東日本大震災以降の原子力発電所稼働停止によりこの数値は大幅に増加し、  
焼却工場のごみ発電によるCO<sub>2</sub>削減効果が結果的に大きくなっている。

※循環計画の目標値

H27年度:115千トン-CO<sub>2</sub>以下  
(H21比) (▲5.7%)

R2年度:100千トン-CO<sub>2</sub>以下  
(▲18.0%)

## (2) 生活排水処理の現状(生活排水処理状況推移)

(単位:人)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
行政人口※1 (A)	969,907	966,976	963,267	957,597	956,032	950,429	945,061	939,276	935,432
水洗化・生活排水処理人口(B)	962,813	960,283	956,943	951,598	950,878	945,462	940,407	934,859	931,292
下水道処理人口※2	961,931	959,424	956,088	950,765	950,184	944,791	939,762	934,234	930,717
合併処理浄化槽人口	547	535	536	520	396	390	376	375	339
漁業集落排水処理施設人口	335	324	319	313	298	281	269	250	236
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	350	314	290	291	273	261	248	237	231
非水洗化人口	6,744	6,379	6,034	5,708	4,881	4,706	4,406	4,180	3,909
下水道処理区域内人口	968,382	965,489	961,799	956,155	954,672	949,124	943,800	938,061	934,282
下水道処理区域外人口	1,525	1,487	1,468	1,442	1,360	1,305	1,261	1,215	1,150
合併処理浄化槽人口	477	469	476	467	347	342	334	333	297
漁業集落排水処理施設人口	335	324	319	313	298	281	269	250	236
生活排水未処理人口	713	694	673	662	715	682	658	632	617
単独処理浄化槽人口	68	62	54	53	55	53	50	40	38
非水洗化人口	645	632	619	609	660	629	608	592	579
生活排水処理率※3 (B/A)	99.3%	99.3%	99.3%	99.4%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.6%

※1 行政人口は、それぞれ次年度の4月1日現在における推計人口

※2 下水道処理人口＝行政人口

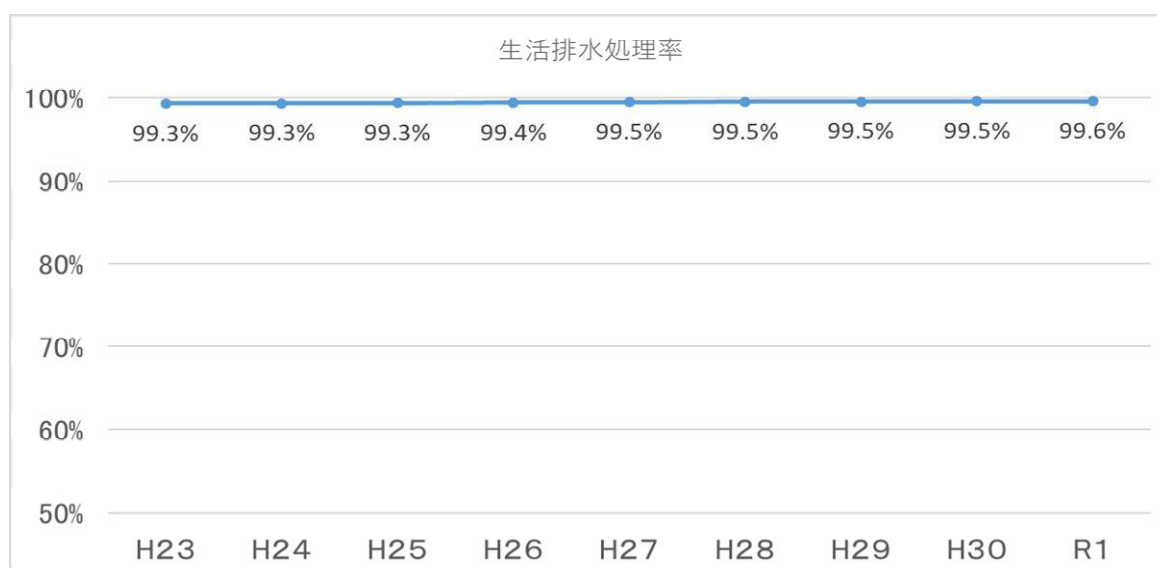
－合併処理浄化槽人口

－漁業集落排水処理施設人口

－水洗化・生活排水未処理人口(単独処理浄化槽人口)

－非水洗化人口

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活排水処理人口(B)／行政人口(A)



### (3) 家庭系ごみの資源化

#### ア. かん・びん・ペットボトルのリサイクル

(単位:トン)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
かん・びん	8,869	8,704	8,697	8,466	8,548	8,283	8,055	7,790	7,636
ペットボトル	2,092	2,169	2,320	2,232	2,268	2,315	2,337	2,421	2,522
収集計	10,961	10,874	11,017	10,698	10,816	10,598	10,392	10,211	10,158
分別協力率	91.4%	79.4%	85.2%	79.2%	82.5%	76.6%	84.8%	85.5%	89.5%

#### イ. プラスチック製容器包装のリサイクル

(単位:トン)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
収集量	7,594	7,451	7,390	7,321	7,240	7,154	7,062	7,059	7,221
分別協力率	43.8%	44.1%	43.3%	47.8%	35.5%	28.2%	41.3%	41.2%	44.4%

#### ウ. 紙パック・トレイのリサイクル

(単位:トン)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
収集量	333	308	301	280	263	248	244	225	218
資源化量	298	289	281	259	244	229	223	208	202
紙パック	185	170	167	152	146	138	135	133	128
トレイ	113	119	114	107	98	91	88	75	74
回収拠点数	275	273	265	264	238	241	237	231	232

#### エ. 蛍光管・小物金属・小型家電のリサイクル

(単位:トン)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
蛍光管・ 水銀体温計等	回収量(トン)	97	94	92	89	83	79	78	77	74
	回収拠点数	222	217	207	200	191	190	186	183	183
小物金属	回収量(トン)	119	113	113	116	125	125	134	148	162
	回収拠点数	172	177	177	178	177	178	177	191	169
小型家電	回収量(トン)	—	—	4	6	6	6	7	8	10
	回収拠点数	—	—	65	65	64	65	65	64	63

※平成25年8月より、小型家電の拠点回収を開始

※平成29年1月より、水銀体温計等の拠点回収を開始



## オ. 家庭から排出される古紙のリサイクル

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
集団資源回収登録団体数	1,792	1,812	1,820	1,823	1,812	1,830	1,834	1,830	1,820
集団資源回収量(トン)	29,106	28,708	27,784	26,873	25,293	23,179	21,769	20,135	18,607
新聞	17,137	16,812	16,007	14,997	13,765	12,440	11,394	10,368	9,270
雑誌	7,424	7,383	6,994	6,729	6,484	5,840	5,500	5,119	4,889
段ボール	4,531	4,511	4,604	4,690	4,518	4,351	4,287	4,121	3,925
その他古紙	14	2	179	457	526	548	587	527	522
新聞販売店による古紙回収量(トン)	11,481	11,823	10,656	13,262	10,337	8,362	8,878	8,362	7,121
古紙無料回収ボックス(トン)								1,403	2,386
小売店舗の店頭回収		3,238	2,663	3,325	5,201	3,561	3,583	4,640	12,200
回収量計(トン)	40,587	43,769	41,103	43,460	40,831	35,102	34,230	34,540	40,314
市民1人あたり年間合計分別量(kg)	41.7	45.0	42.5	45.1	42.5	36.7	36.0	36.5	42.9

## カ. 廃食用油のリサイクル

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
拠点回収 ※1	回収量(トン)	6	6	6	5	5	6	6	6
	回収箇所数	18	18	17	17	17	16	16	17
店頭回収 ※2	回収量(トン)	62	67	68	67	67	63	59	61
	回収拠点数	35	35	34	34	34	31	29	27

※1 自治会・町内会等の活動実績

※2 市内スーパー等の店頭回収ボックスを設置

## キ. 剪定枝のリサイクル

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
回収量(トン)	159	163	175	166	174	158	158	152	151
回収団体数	22	26	28	26	27	28	28	29	28

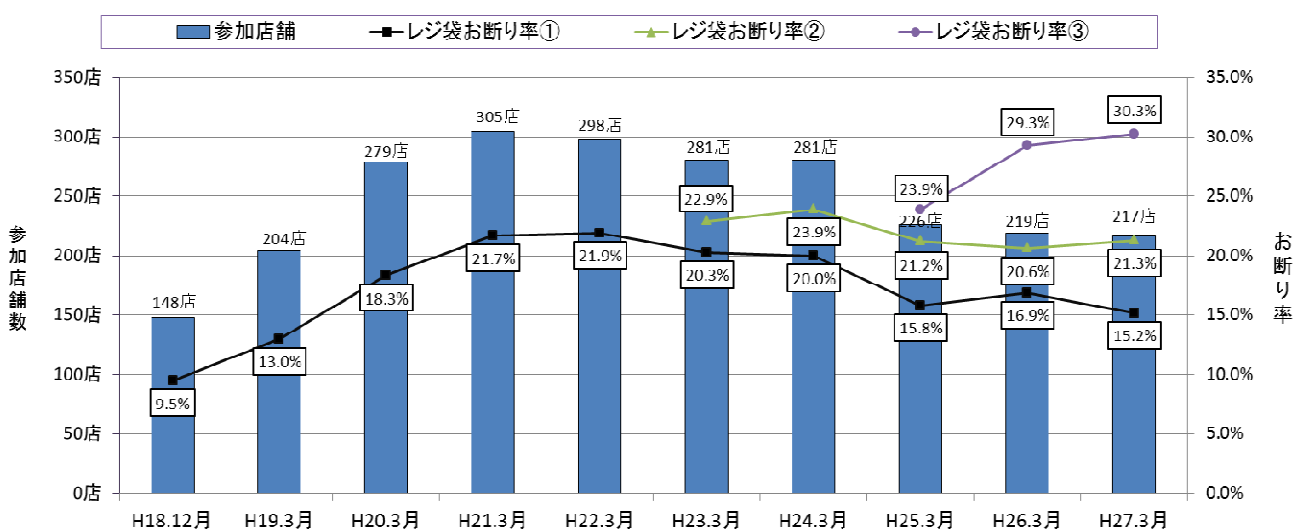
## ク. 生ごみコンポスト化容器活用講座の参加者数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
生ごみコンポスト化容器活用講座 ※1	65	36	54	39	50	53	39	27	26
地域生ごみリサイクル講座 ※2	257	202	190	345	200	184	152	139	177

※1 生ごみコンポスト化容器に取り組む目的や各種コンポストの手法の紹介、また各手法に共通して使用できる効果的な発酵菌の製作、培養を体験する講座を実施。

※2 地域が主催する生ごみコンポスト化容器に関する講座へ、講師を派遣。

## ケ. 全市共通ノーレジ袋ポイント事業「カンパスシール」の取組み(H27.3で事業終了)



※レジ袋お断り率① ……カンパスシールを利用したのレジ袋お断り率

※レジ袋お断り率② ……①に加え、カンパスシール参加事業者のカンパスシール利用以外によるレジ袋辞退分を含む

※レジ袋お断り率③ ……①、②に加え、カンパスシール脱退店でのレジ袋辞退分を含む

## コ. 市内スーパー等との協定によるレジ袋無料配布の中止

「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」に基づき、協定締結7事業者の各店舗において、レジ袋の無料配布中止

	H30年度 (H30.6~H31.3)	R1年度 (H31.4~R2.3)
レジ袋お断り率	74.4%	77.5%

## (4) 事業系ごみ

### ア. 事業系一般廃棄物処理量

(単位:トン)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
事業系一般廃棄物処理量	168,373	171,917	186,507	198,444	192,958	190,834	190,639	182,057	180,582
事業所ごみ	140,591	144,175	158,552	170,770	164,540	162,822	162,768	154,478	153,211
住居併設事業所	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
その他	4,782	4,742	4,955	4,673	5,418	5,012	4,872	4,579	4,371

※その他とは、道路清掃や不法投棄を処理したごみ

### イ. 条例対象事業所における資源化の取組み

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
事業所数	730	728	769	776	779	782	777	794	790
資源化量(トン)	37,407	36,694	33,468	35,539	33,352	34,661	42,231	36,660	36,553
資源化率	46.0%	43.7%	41.6%	42.9%	41.4%	42.4%	47.0%	45.2%	45.3%

※条例対象事業所とは、「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、「廃棄物管理責任者の選任」や「再使用又は再生利用に関する計画書の提出」が義務付けられている、一定の延べ床面積以上の大規模事業者や、一定排出量以上の大量排出事業者。平成19年4月に基準を変更し、対象事業所を拡大。

### ウ. オフィス町内会での古紙回収

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
事業所数	17	17	16	16	16	15	15	15	16
資源化量(トン)	419	367	361	319	315	336	324	283	299

※オフィス町内会とは、事業者が一定地区を単位として共同で、紙類やかん・びん等の分別に取り組むもの。本市では、オフィス町内会に対し、紙類等を保管するための保管庫を無償貸与している。

## エ. 廃木材のリサイクル

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
民間施設での 木材リサイクル量 (トン)	17,243	13,488	9,789	9,581	14,514	12,839	12,424	12,681	12,495

## (5) 焼却処理・最終処分

### ア. 焼却処理

#### (ア) 処理量

(単位:トン)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
新門司工場	102,292	104,508	109,819	110,556	107,453	103,030	104,934	99,755	100,492
日明工場	116,194	114,825	127,056	127,896	122,539	124,634	110,618	109,126	111,572
皇后崎工場	150,335	155,846	154,821	167,030	158,803	150,737	158,106	150,884	150,025
合 計	368,821	375,179	391,696	405,482	388,795	378,401	373,658	359,765	362,089

※他都市ごみは含まない。併せ産廃(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)を含む。

#### (イ) 発電量

(単位:MWh)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
新門司工場	83,611	88,731	90,225	94,055	92,243	81,163	84,446	78,117	77,902
日明工場	30,628	35,600	34,182	34,928	31,273	34,778	34,845	33,774	37,034
皇后崎工場	77,978	89,759	76,755	90,184	84,673	92,963	98,605	100,661	100,385
合 計	192,217	214,090	201,161	219,167	208,189	208,904	217,896	212,552	215,321

## イ. 一般廃棄物の最終処分

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
最終処分量	55,405	59,106	55,739	56,813	54,455	53,232	49,761	52,886	51,035

※平成10年10月から「響灘西地区廃棄物処分場」での埋立を開始。

## (6)ごみ処理の広域連携(現在の受入れ団体と受入れ量)

(単位:トン)

団体名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
直方市	17,064	17,139	16,927	17,753	17,561	17,315	17,219	17,252	17,409
行橋市・みやこ町 清掃施設組合	26,586	26,593	26,191	26,133	26,663	26,751	26,395	26,693	26,685
遠賀・中間広域 行政事務組合	37,555	36,572	37,106	36,727	36,305	34,999	34,330	34,290	34,847

## (7)不法投棄の状況

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
発見件数	1,704	1,849	1,634	1,363	1,314	1,049	938	1,012	856
処理量(トン)	114	109	159	115	140	81	134	51	74
投棄者等	2	13	68	39	62	31	90	7	24
市	112	96	91	76	78	50	44	44	50

※産業廃棄物を含む。

## (8) 漂着廃棄物等の処理

### 近年のポリタンクの漂着状況(北九州市)

漂着時期	漂着数	
		うち有害液体含有数
平成23年12月～24年4月	99個	7個
平成24年11月～25年4月	163個	19個
平成25年12月～26年3月	141個	43個
平成26年12月～27年3月	134個	25個
平成27年12月～28年3月	95個	4個
平成28年12月～29年3月	73個	10個
平成29年12月～30年4月	162個	3個
平成30年12月～31年4月	192個	29個
令和元年12月～2年4月	127個	12個

## (9) ごみ処理コスト

(単位:億円/年)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収集運搬	57	57	58	58	58	53	52	51
破碎	2	2	2	2	2	2	2	2
選別	6	5	6	6	6	6	6	6
焼却	66	63	66	65	66	65	65	56
埋立	2	2	1	1	1	2	2	2
総経費	133	129	132	132	132	127	127	117

※千万円単位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

## (10)環境教育

### ア. 環境ミュージアム及びエコタウンセンター入場者数

(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	累計
環境ミュージアム	104,973	128,464	131,851	134,124	131,092	131,690	135,008	130,386	114,368	2,169,943
エコタウンセンター	29,218 (100,576)	31,106 (103,867)	30,774 (100,643)	30,978 (100,332)	31,142 (100,893)	29,548 (91,407)	32,297 (101,796)	28,971 (100,014)	28,841 (96,150)	545,064 (1,836,729)

※累計について

- ・環境ミュージアムは、開設(H14)からの累計。
- ・エコタウンセンターは、開設(H13)からの累計。( )内の数値は、エコタウン事業全体の視察者数であり、平成10年度からの視察者数の累計。

### イ. 環境首都検定

(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
申込者数	2,245	2,580	2,374	2,676	2,971	3,374	4,603	4,794	5,311
受検者数	1,879	2,024	2,141	2,424	2,774	3,185	4,320	4,520	5,117

## (11)まち美化対策(各種キャンペーンの実施状況)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
“クリーン北九州”まち美化キャンペーン	参加人数(人)	26,526	30,641	22,942	31,198	32,976	26,047	31,632	32,029	32,652
	収集量(トン)	110.8	104.4	68.8	90.4	99.9	68.6	111.2	94.5	89.7
市民いっせいまち美化の日	参加人数(人)	92,523	91,551	103,345	104,078	104,887	105,267	104,946	98,152	96,349
	収集量(トン)	244.5	245.1	291.1	318.8	403.1	404.5	391.4	449.5	393.5

- ※5月30日～6月30日を「“クリーン北九州”まち美化キャンペーン」、  
10月の第1日曜日を中心とした9～10月を「市民いっせいまち美化の日」として実施。  
(10月1～7日は「清潔なまちづくり週間」)





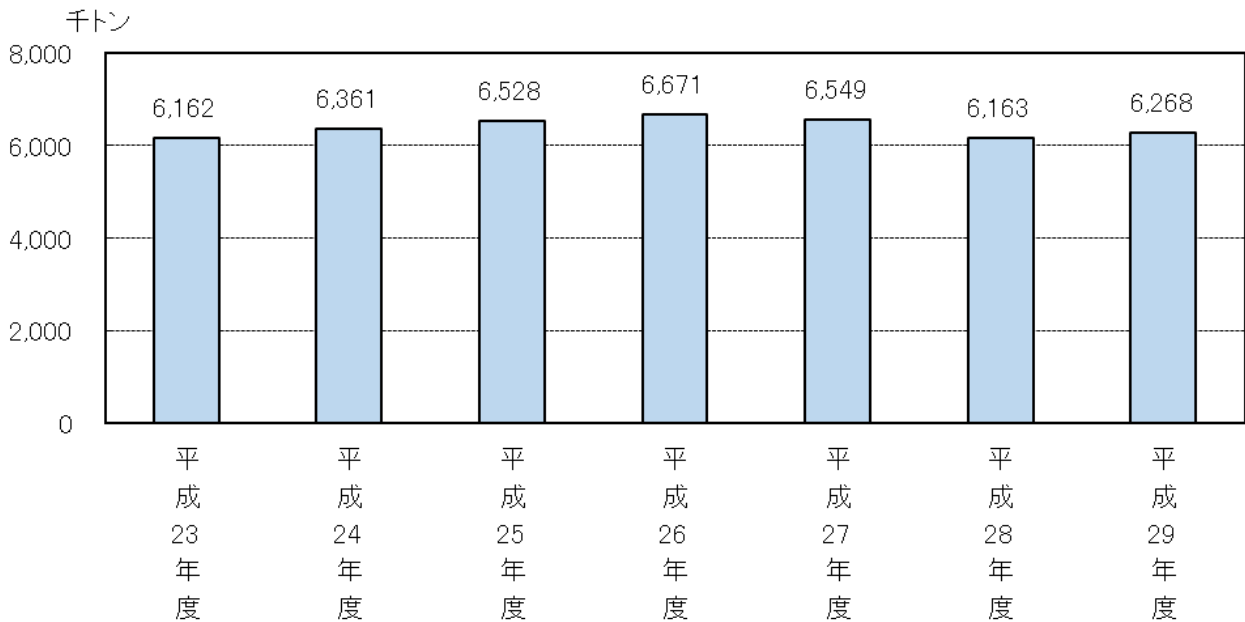
### 3 産業廃棄物の発生量及び処理状況



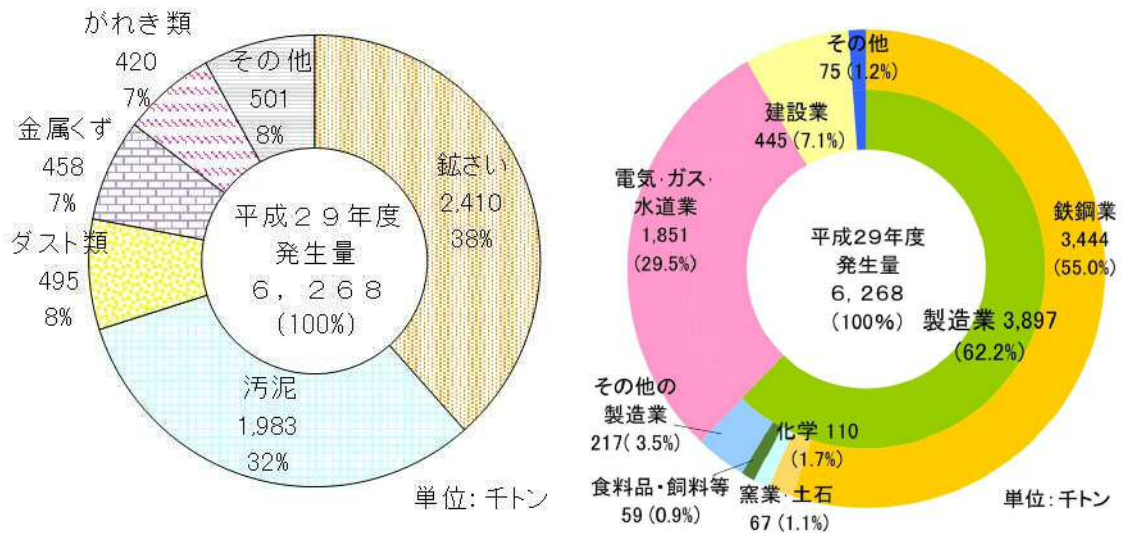
### 3. 産業廃棄物の発生量及び処理状況

#### (1) 発生量及び処理量

##### ア. 発生量の推移



##### イ. 種類別・業種別発生量



## 市内産業廃棄物種類別発生量

単位:千トン

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
鉱さい	2,492	(40.4%)	2,619	(41.2%)	2,571	(39.4%)	2,581	(38.7%)	2,531	(38.6%)	2,389	(38.8%)	2,410	(38.5%)
汚泥	1,753	(28.5%)	2,047	(32.2%)	1,977	(30.3%)	1,960	(29.4%)	1,960	(29.9%)	1,907	(30.9%)	1,983	(31.6%)
ダスト類	451	(7.3%)	488	(7.7%)	448	(6.9%)	535	(8.0%)	609	(9.3%)	574	(9.3%)	495	(7.9%)
金属くず	617	(10.0%)	439	(6.9%)	389	(6.0%)	530	(7.9%)	505	(7.7%)	517	(8.4%)	458	(7.3%)
がれき類	438	(7.1%)	379	(6.0%)	627	(9.6%)	545	(8.2%)	435	(6.6%)	357	(5.8%)	420	(6.7%)
廃酸	109	(1.8%)	112	(1.8%)	134	(2.1%)	135	(2.0%)	126	(1.9%)	132	(2.1%)	132	(2.1%)
ガラスくず	120	(1.9%)	100	(1.6%)	111	(1.7%)	144	(2.2%)	129	(2.0%)	117	(1.9%)	115	(1.8%)
廃油	32	(0.5%)	25	(0.4%)	59	(0.9%)	60	(0.9%)	89	(1.4%)	40	(0.7%)	80	(1.3%)
燃え殻	45	(0.7%)	52	(0.8%)	57	(0.9%)	34	(0.5%)	44	(0.7%)	37	(0.6%)	49	(0.8%)
廃プラスチック類	37	(0.6%)	34	(0.5%)	44	(0.7%)	42	(0.6%)	44	(0.7%)	32	(0.5%)	42	(0.7%)
木くず	20	(0.3%)	28	(0.4%)	55	(0.8%)	39	(0.6%)	29	(0.4%)	23	(0.4%)	26	(0.4%)
廃アルカリ	10	(0.2%)	9	(0.1%)	13	(0.2%)	12	(0.2%)	13	(0.2%)	12	(0.2%)	18	(0.3%)
紙くず	7	(0.1%)	7	(0.1%)	17	(0.3%)	21	(0.3%)	8	(0.1%)	7	(0.1%)	8	(0.1%)
家畜のふん尿	10	(0.2%)	9	(0.1%)	9	(0.1%)	8	(0.1%)	7	(0.1%)	8	(0.1%)	7	(0.1%)
動植物性残さ	4	(0.1%)	3	(0.1%)	3	(0.0%)	3	(0.0%)	2	(0.0%)	2	(0.0%)	2	(0.0%)
繊維くず	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
ゴムくず	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
家畜の死体	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
動物系固形不要物	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
その他	16	(0.3%)	8	(0.1%)	12	(0.2%)	22	(0.3%)	20	(0.3%)	9	(0.1%)	22	(0.3%)
合計	6,162		6,361		6,528		6,671		6,549		6,163		6,268	

( )内は発生量合計に対する割合

## 市内産業廃棄物業種別発生量

単位:千トン

業種	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	発生量	割合	発生量	割合	発生量	割合	発生量	割合	発生量	割合	発生量	割合	発生量	割合
製造業	4,182	(67.9%)	4,320	(67.9%)	4,222	(64.7%)	4,177	(62.6%)	4,209	(64.3%)	3,988	(64.7%)	3,897	(62.2%)
鉄鋼	3,759	(61.0%)	3,680	(57.8%)	3,574	(54.7%)	3,741	(56.1%)	3,684	(56.2%)	3,551	(57.6%)	3,444	(55.0%)
非鉄金属	15	(0.2%)	259	(4.1%)	221	(3.4%)	12	(0.2%)	13	(0.2%)	12	(0.2%)	13	(0.2%)
紙・出版・印刷	12	(0.2%)	23	(0.4%)	27	(0.4%)	27	(0.4%)	26	(0.4%)	25	(0.4%)	27	(0.4%)
化学	105	(1.7%)	99	(1.6%)	115	(1.8%)	116	(1.7%)	130	(2.0%)	108	(1.8%)	110	(1.7%)
窯業・土石	73	(1.2%)	62	(1.0%)	68	(1.0%)	65	(1.0%)	72	(1.1%)	64	(1.0%)	67	(1.1%)
食料品・飼料等	78	(1.3%)	67	(1.1%)	70	(1.1%)	70	(1.0%)	66	(1.0%)	66	(1.1%)	59	(0.9%)
汎用機械	52	(0.8%)	50	(0.8%)	44	(0.7%)	48	(0.7%)	49	(0.8%)	50	(0.8%)	52	(0.8%)
石油・石炭	32	(0.5%)	25	(0.4%)	32	(0.5%)	37	(0.6%)	34	(0.5%)	36	(0.6%)	41	(0.6%)
電気・電子	21	(0.3%)	28	(0.4%)	37	(0.6%)	6	(0.1%)	38	(0.6%)	39	(0.6%)	45	(0.7%)
金属製品	13	(0.2%)	13	(0.2%)	14	(0.2%)	21	(0.3%)	61	(0.9%)	17	(0.3%)	14	(0.2%)
輸送機械	7	(0.1%)	6	(0.1%)	3	(0.0%)	8	(0.1%)	10	(0.1%)	9	(0.1%)	10	(0.2%)
プラスチック・ゴム	3	(0.0%)	4	(0.1%)	4	(0.1%)	5	(0.1%)	5	(0.1%)	4	(0.1%)	8	(0.1%)
繊維	0	(0.0%)	1	(0.0%)	2	(0.0%)	1	(0.0%)	2	(0.0%)	2	(0.0%)	0	(0.0%)
木材・家具	0	(0.0%)	0	(0.0%)	3	(0.0%)	3	(0.0%)	3	(0.0%)	3	(0.0%)	2	(0.0%)
その他製造業	11	(0.2%)	4	(0.1%)	7	(0.1%)	17	(0.3%)	17	(0.3%)	2	(0.0%)	6	(0.1%)
電気・ガス・水道業	1,555	(25.2%)	1,626	(25.6%)	1,578	(24.2%)	1,819	(27.3%)	1,773	(27.1%)	1,763	(28.6%)	1,851	(29.5%)
建設業	378	(6.1%)	369	(5.8%)	644	(9.9%)	621	(9.3%)	514	(7.8%)	377	(6.1%)	445	(7.1%)
農業	10	(0.2%)	9	(0.1%)	9	(0.1%)	8	(0.1%)	7	(0.1%)	8	(0.1%)	8	(0.1%)
鉱業	0	(0.0%)	1	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
医療・福祉	2	(0.0%)	4	(0.1%)	3	(0.0%)	1	(0.0%)	2	(0.0%)	1	(0.0%)	1	(0.0%)
卸売・小売業	15	(0.2%)	12	(0.2%)	17	(0.3%)	26	(0.4%)	27	(0.4%)	17	(0.3%)	20	(0.3%)
情報通信業、運輸業	6	(0.1%)	5	(0.1%)	8	(0.1%)	6	(0.1%)	8	(0.1%)	4	(0.1%)	15	(0.2%)
教育、学習支援、複合サービス業、その他サービス業、公営	7	(0.1%)	10	(0.2%)	39	(0.6%)	11	(0.2%)	4	(0.1%)	4	(0.1%)	29	(0.5%)
その他	8	(0.1%)	6	(0.1%)	7	(0.1%)	2	(0.0%)	6	(0.1%)	1	(0.0%)	2	(0.0%)
合計	6,162		6,361		6,528		6,671		6,549		6,163		6,268	

( )内は発生量合計に対する割合

## ウ. 処理状況

### 市内産業廃棄物処理フロー(平成29年度)

<b>発生量</b>	<b>有価物量</b>					<b>有効利用量合計</b>
6,268 (100%)	2,890 (46.1%)					4,186 (66.8%)
6,163 (100%)	3,089 (50.1%)					4,164 (67.6%)
	<b>排出量</b>	<b>中間処理量</b>	<b>残さ量</b>	<b>有効利用量</b>	<b>最終処分量合計</b>	
	3,352 (53.5%)	3,267 (52.1%)	1,402 (22.4%)	1,295 (20.7%)	191 (3.0%)	
	3,036 (49.3%)	2,903 (47.1%)	1,138 (18.5%)	1,076 (17.5%)	195 (3.2%)	
	<b>保管量</b>			<b>最終処分量</b>		
	27 (0.4%)			107 (1.7%)		
	38 (0.6%)			62 (1.0%)		
		<b>中間処理減量</b>				
		1,865 (29.8%)				
		1,765 (28.6%)				
		<b>最終処分量</b>				
		85 (1.4%)				
		133 (2.2%)				

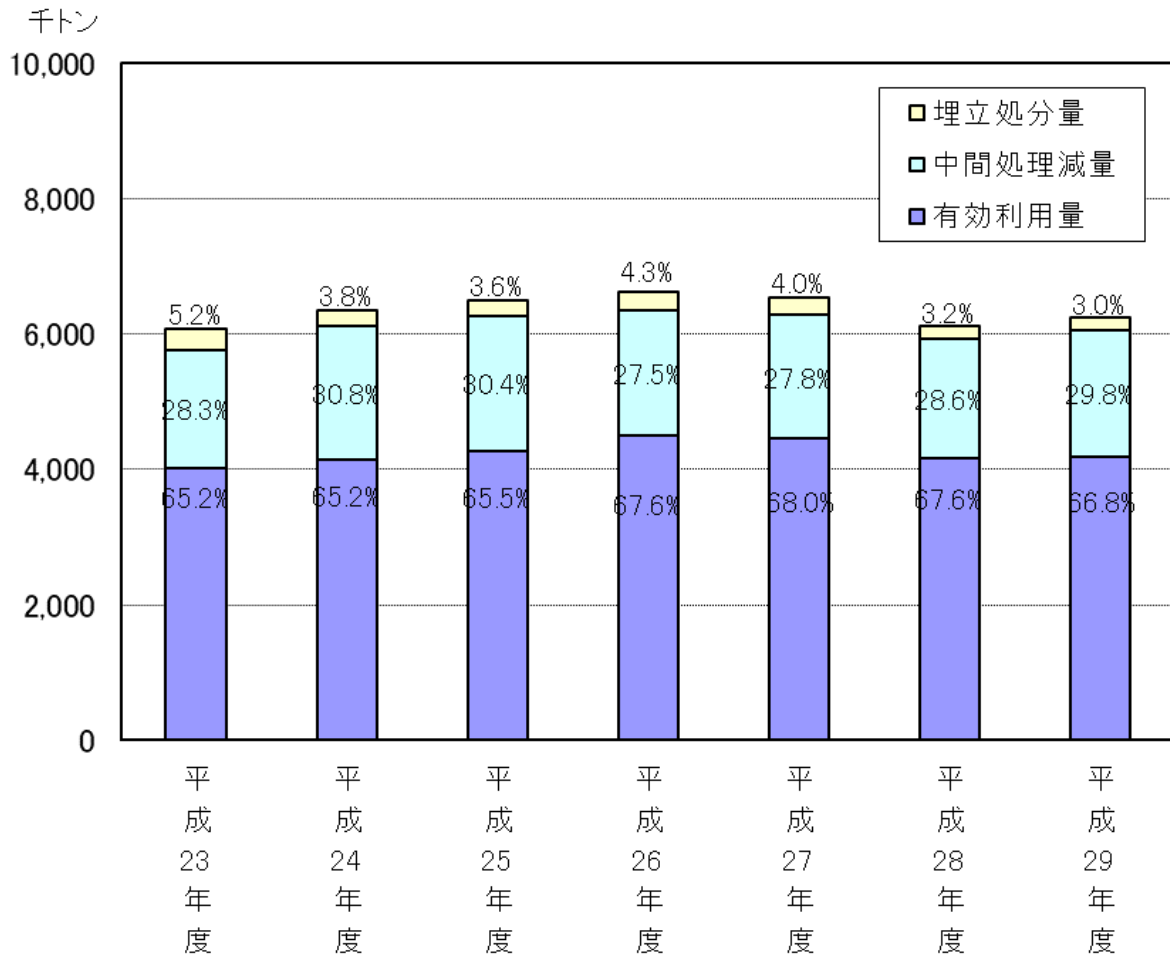
単位：千トン

上段：平成29年度（発生量に対する割合）

下段：平成28年度（発生量に対する割合）

※各項目の値は、四捨五入して表示しているため、計算結果が合わない場合がある

### 市内産業廃棄物 発生年度別処理処分状況



## 市内産業廃棄物処理状況

単位:千トン

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
発生量	6,162	6,361	6,528	6,671	6,549	6,163	6,268
保管量	86 (1.4%)	13 (0.2%)	30 (0.5%)	42 (0.6%)	13 (0.2%)	38 (0.6%)	27 (0.4%)
有価物	3,242 (52.6%)	3,309 (52.0%)	3,024 (46.3%)	3,244 (48.6%)	3,260 (49.8%)	3,089 (50.1%)	2,890 (46.1%)
排出量	2,834 (46.0%)	3,038 (47.8%)	3,475 (53.2%)	3,385 (50.7%)	3,275 (50.0%)	3,036 (49.3%)	3,352 (53.5%)
直接埋立処分	215 (3.5%)	165 (2.6%)	139 (2.1%)	146 (2.2%)	171 (2.6%)	133 (2.2%)	85 (1.4%)
直接海洋投入	0 (0%)	0 (0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
中間処理量	2,619 (42.5%)	2,873 (45.2%)	3,336 (51.1%)	3,239 (48.6%)	3,105 (47.4%)	2,903 (47.1%)	3,267 (52.1%)
中間処理減量	1,741 (28.3%)	1,958 (30.8%)	1,987 (30.4%)	1,833 (27.5%)	1,822 (27.8%)	1,765 (28.6%)	1,865 (29.8%)
残さ量	878 (14.2%)	915 (14.4%)	1,349 (20.7%)	1,406 (21.1%)	1,282 (19.6%)	1,138 (18.5%)	1,402 (22.4%)
処理後有効利用	774 (12.6%)	840 (13.2%)	1,255 (19.2%)	1,266 (19.0%)	1,193 (18.2%)	1,076 (17.5%)	1,295 (20.7%)
処理後埋立処分	104 (1.7%)	75 (1.2%)	94 (1.4%)	140 (2.1%)	89 (1.4%)	62 (1.0%)	107 (1.7%)
処理後海洋投入	0 (0%)	0 (0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
有効利用量	4,016 (65.2%)	4,149 (65.2%)	4,279 (65.5%)	4,510 (67.6%)	4,453 (68.0%)	4,164 (67.6%)	4,186 (66.8%)
埋立処分量	319 (5.2%)	240 (3.8%)	233 (3.6%)	286 (4.3%)	260 (4.0%)	195 (3.2%)	191 (3.0%)
海洋投入処分量	0 (0%)	0 (0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

( )内は発生量合計に対する割合

※各項目の値は、四捨五入して表示しているため、計算結果が合わない場合がある

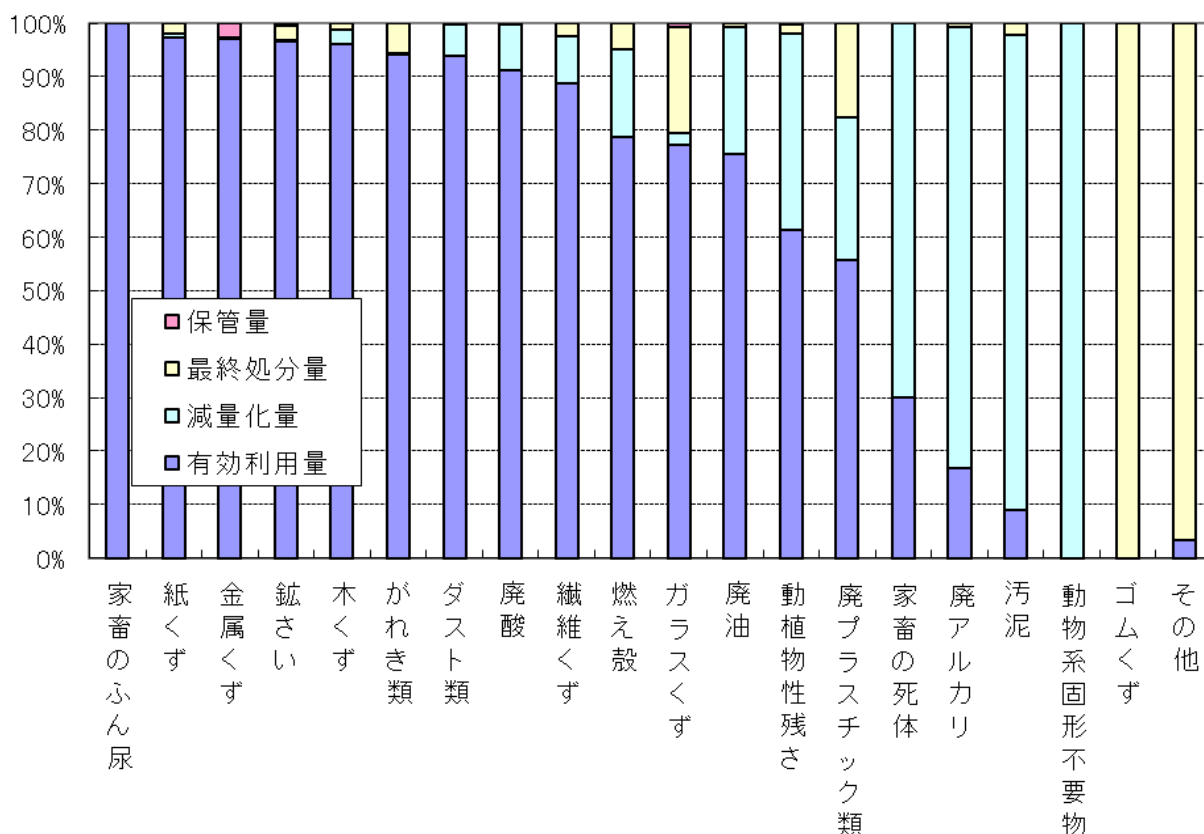
## 産業廃棄物の種類別有効利用状況（平成29年度）

単位:千トン

廃棄物の種類	発生量	有効利用量	有効利用率
鋳さい	2,410	2,328	96.6%
ダスト類	495	465	93.9%
金属くず	458	445	97.2%
がれき類	420	395	94.0%
その他	2,485	553	22.2%
<b>合計</b>	<b>6,268</b>	<b>4,186</b>	<b>66.8%</b>

※表中の有効利用率は、各廃棄物の発生量に対する有効利用量の割合である。

## 産業廃棄物の処理状況(割合)(平成 29 年度)



## 産業廃棄物中間処理状況

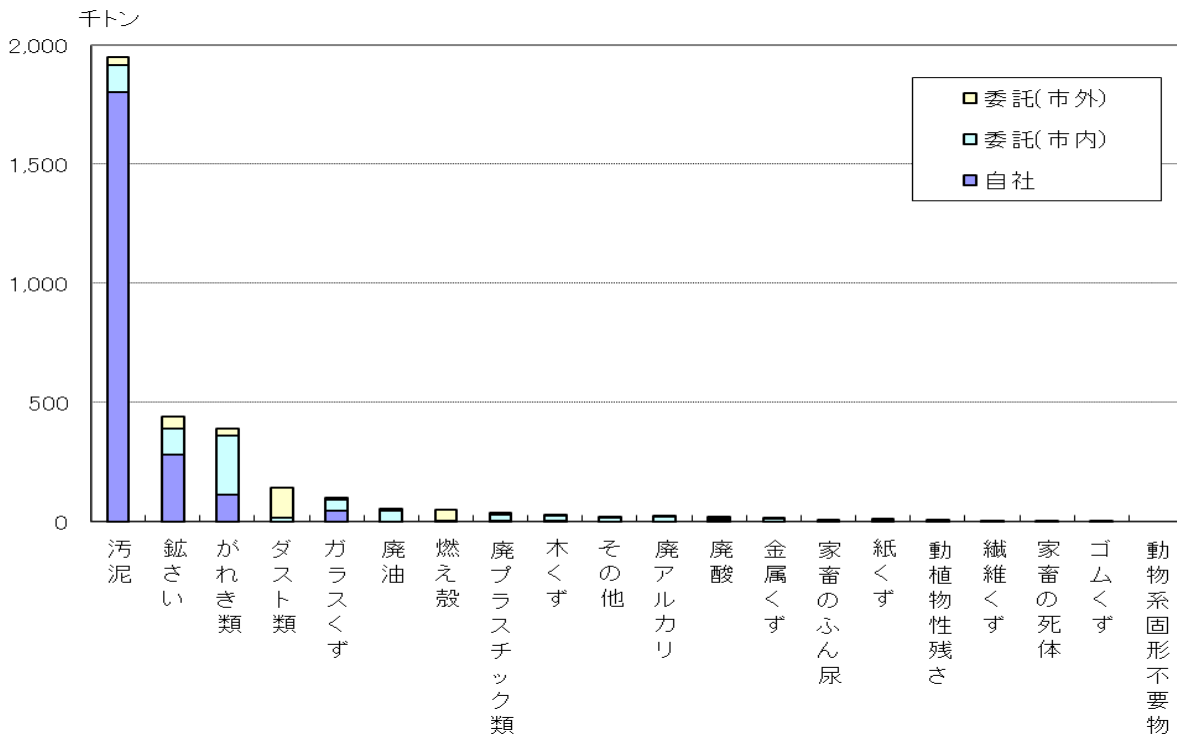
単位:千トン

年度	中間処理量	中間処理減量
平成23年度	2,619	1,741 (66.5%)
平成24年度	2,873	1,958 (68.2%)
平成25年度	3,336	1,987 (59.6%)
平成26年度	3,239	1,833 (56.6%)
平成27年度	3,105	1,822 (58.7%)
平成28年度	2,903	1,765 (60.8%)
平成29年度	3,267	1,865 (57.1%)

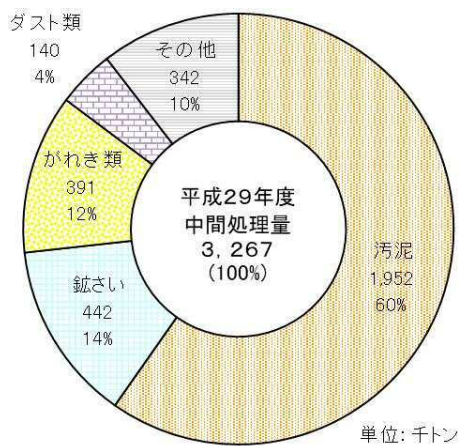
( )内は中間処理量に対する割合(%)



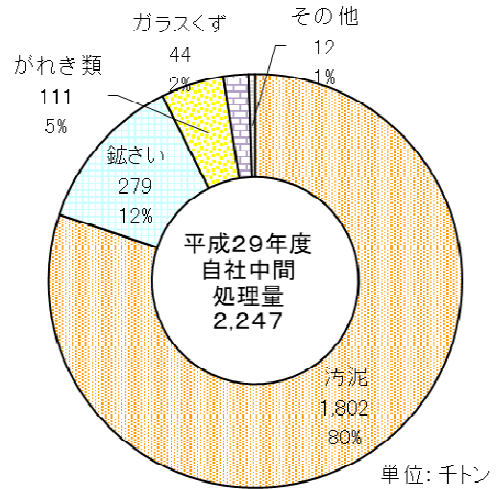
## 種別別中間処理量(全体)(平成29年度)



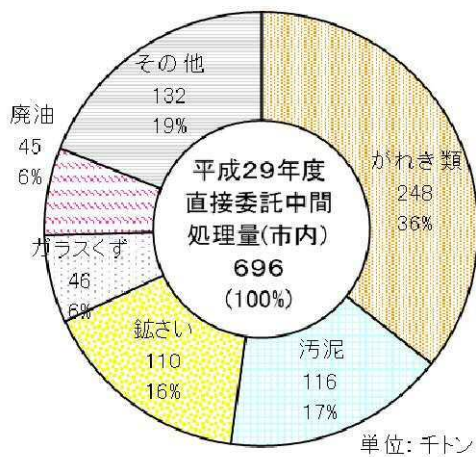
### 種別別中間処理量



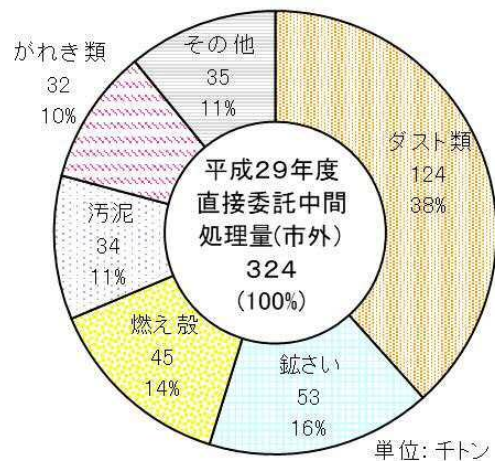
### 自社中間処理量



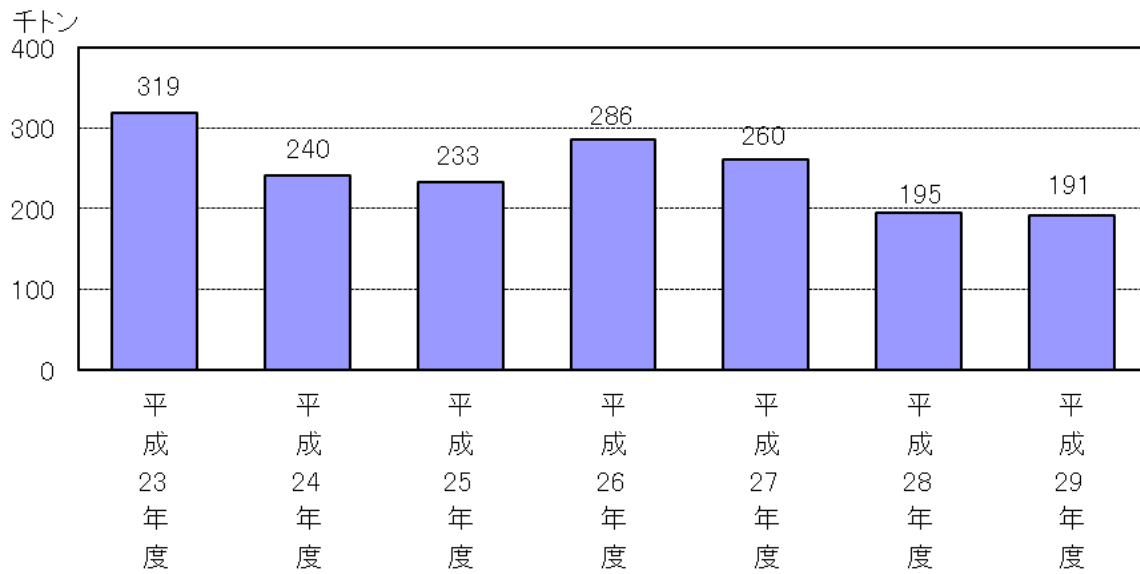
### 直接委託中間処理量(市内)



### 直接委託中間処理量(市外)

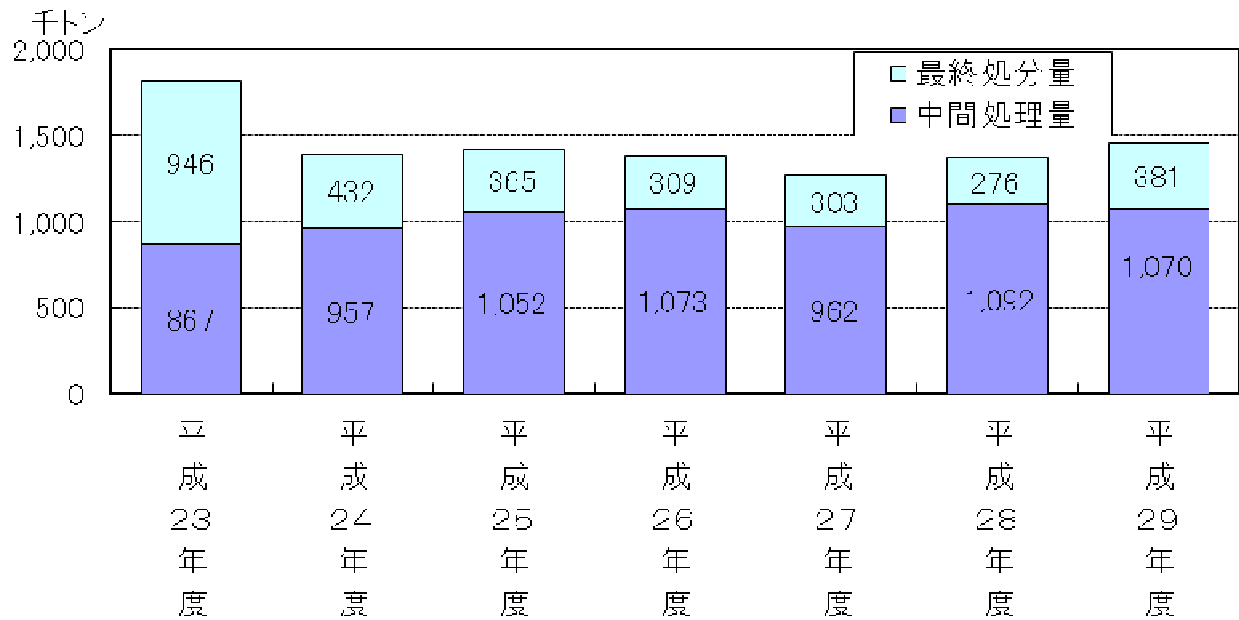


## 市内発生産業廃棄物の最終処分状況



## エ. 広域移動の状況

### 市外からの産業廃棄物の搬入量及び処理状況



## 4 廃棄物行政関連資料



# 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

## 持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上

将来像

<b>地域循環共生圏形成による地域活性化</b> ✓地域の資源生産性向上 ✓生物多様性の確保 ✓低炭素化 ✓地域の活性化 ✓災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり	<b>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</b> ✓第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」	<b>適正処理の推進と環境再生</b> ✓廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生	<b>災害廃棄物処理体制の構築</b> ✓災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化）	<b>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</b> ✓資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
--	---	---	---	--

## 循環分野における基盤整備

- ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成
- ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会

目標値

	2000年度	2015年度	2025年度目標	
資源生産性（万円/トン）	24	38	<b>49</b> （+102%）	
入口側の循環利用率（%）	10	16	<b>18</b> （+8ポイント）	
出口側の循環利用率（%）	36	44	<b>47</b> （+11ポイント）	
最終処分量（百万トン）	57	14	<b>13</b> （▲77%）	（ ）内は2000年度比

## 持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- 地域循環共生圏の形成
- シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

国の取組

<b>地域循環共生圏形成による地域活性化</b> ○地域循環共生圏の形成 ・課題の掘り起こし ・実現可能性調査への支援 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用	<b>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</b> ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等 ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属（都市鉱山の活用） ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル	<b>適正処理の推進と環境再生</b> ○適正処理 ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・環境産業全体の健全化・振興 ○環境再生 ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○東日本大震災からの環境再生	<b>災害廃棄物処理体制の構築</b> ○自治体 ・災害廃棄物処理計画 ・国民へ情報発信、コミュニケーション ○地域 ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○全国 ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用	<b>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</b> ○国際資源循環 ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3 R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○海外展開 ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援
--	---	---	--	---

## 循環分野における基盤整備

- 電子マニフェストを含む情報の活用
- 技術開発等（廃棄物分野のIT活用）
- 人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン）



- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

## 重点戦略

### 基本原則：「3R + Renewable」

- リデュース等
  - ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)
  - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
- リサイクル
  - プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル
  - 漁具等の陸域回収徹底
  - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
  - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築
  - イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
- 再生材  
バイオプラ
  - 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
  - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
  - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
  - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
  - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

### 【マイルストーン】

- ＜リデュース＞
  - ① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制
- ＜リユース・リサイクル＞
  - ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
  - ③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル
  - ④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用
- ＜再生利用・バイオマスプラスチック＞
  - ⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**
  - ⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した

- ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
- 海岸漂着物等の回収処理
- 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)
- マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等)
- 代替イノベーションの推進

## 国際展開

- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
- 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）

## 基盤整備

- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
- 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
- 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
- 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）
- 資源循環関連産業の振興
- 情報基盤（ESG投資、イシカル消費）
- 海外展開基盤

- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**





# 食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

## <食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015 年 9 月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

## 前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようしていくことを明記

➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

## 食品ロスの削減の定義（第 2 条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

## 責務等（第 3 条～第 7 条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

## 食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第 8 条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

## 食品ロス削減月間（第 9 条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10 月）を設ける

## 基本方針等（第 11 条～第 13 条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

## 基本的施策（第 14 条～第 19 条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等  
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

## 食品ロス削減推進会議（第 20 条～第 25 条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

